

熊本県公報

第 1 2 2 7 5 号
平成 25 年 12 月 17 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 道路の併用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の併用開始…………… (") 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2

公 告

- 平成 2 6 年度熊本県工事入札参加者資格審査申請の受付…………… (監理課) 2
- 平成 2 6 年度及び 2 7 年度熊本県入札参加者(県外工事業
者) 資格の審査申請を行う方法等…………… (") 4
- 平成 2 6 年度及び 2 7 年度熊本県入札参加者(建設コンサルタ
ント等) 資格の審査申請を行う方法等…………… (") 6
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 9
- 土地改良区の定款変更認可…………… (") 9

登 載 依 頼

- 熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及
び重大事態への対処に関する規則…………… (高校教育課) 9
- 医療情報システム一式の借入りに係る一般競争入札に参加す
る者に必要な資格等…………… (病院局総務経営課) 10
- 医療情報システム一式の借入りに係る一般競争入札…………… (") 11
- 第 5 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催
…………… (熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 14
- 平成 2 5 年度熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会の開
催…………… (熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会) 14

正 誤

- 平成 1 8 年 3 月 3 1 日熊本県規則第 3 4 号(熊本県技能労務
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則) 中…………… (人事課) 15

告 示

熊本県告示第 1 1 1 8 号
介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サー
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社山都	訪問看護ステーション山都	上益城郡山都町北中島 5 0 5 番地 5	平成 2 6 年 1 月 1 日	訪問看護

熊本県告示第 1 1 1 9 号
介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防
サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示
する。
平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社山都	訪問看護ステーション山都	上益城郡山都町北中島 5 0 5 番地 5	平成 2 6 年 1 月 1 日	介護予防訪問

	シオン山都	北中島505番地5	1月1日	看護
--	-------	-----------	------	----

熊本県告示第1120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年12月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	菊池郡菊陽町大字原水 6124番26地先から 合志市福原 2704番1地先まで	326.9	一括道路

2 供用を開始する期日 平成25年12月17日

熊本県告示第1121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年12月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	柿原入佐線	上益城郡山都町下名連石字所野 尾 808番1地先から 同所 826番1地先まで	250.0	一括道路

2 供用を開始する期日 平成25年12月18日

熊本県告示第1122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年12月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 dream factory	デイサービスまごころ本舗 三里木苑	菊池郡菊陽町大字津久礼2949番地4	平成25年12月15日	通所介護

公 告

熊本県公告第677号

平成26年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。

平成25年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の対象者
 建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有し、次のいずれかに該当する者
 (1) 平成24年度中に平成25・26年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）を提出し、平成25年度及び平成26年度に有効な入札参加者資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）以外の者
 (2) 有資格者のうち、当該資格を有する業種以外の業種について競争入札に参加しようとする者
- 2 申請の受付
 (1) 申請の方法
 申請は、持参によるものとし、郵送及び電送による申請は認めない。
 (2) 受付期間
 平成26年1月27日（月）から平成26年1月30日（木）まで
 (3) 受付時間
 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 (4) 受付場所
 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館地下1階
 監理課入札室
- 3 提出書類及び提出部数
 (1) 平成26年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事） 2部
 (2) 平成26年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又はほ装工事のいずれかの競争入札に参加しようとする者で、アからセまでの項目に該当するものに限る。）2部
 ア 平成24年1月から平成25年12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
 イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率が適用される業者で平成25年6月1日現在において法定雇用率を達成しているもの又は法定雇用率が適用されない業者で障がい者を1人以上雇用している者
 ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を平成22年度、平成23年度又は平成24年度に卒業した者を採用し、平成25年9月30日において継続して常勤で雇用している者
 エ 平成25年9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいづれも就業規則等で定めている者
 オ 平成24年1月から平成24年12月までの間及び平成25年1月から平成25年12月までの間のいずれの期間にもボランティア活動の実績がある者、平成25年12月31日現在で保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者又は平成25年9月30日現在で熊本県内市町村の消防団協力事業所の認定を受け、表示証の交付を受けている者
 カ 平成25年9月30日現在において、エコアクション21の認証・登録証を有する者
 キ 平成24年1月から平成25年12月までの間に建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行った者
 ク 平成25年9月30日現在において、熊本県と防災協定を締結している者
 ケ 平成20年10月から平成25年9月までの間に取得したCPDSの単位（企業全体のもの）がある者
 コ 平成21年1月から平成25年12月までの間に、特許権の設定登録又はNETシステム（新技術情報提供システム）への登録又は熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた実績のある者
 サ 平成24年1月から平成25年12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
 シ 平成25年9月30日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者
 ス 平成25年9月30日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者
 セ 平成10年4月1日から平成25年12月31日までの間に高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績がある者
 (3) 技術事項等評価項目申請添付書類 1部
- 4 持参書類
 (1) 平成25年度に本県が通知した経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書又は経営規模等評価申請書兼総合評定値請求書及び工事種別完成工事高（審査済印があるものに限る。）
 (2) 1の（2）に掲げる者については、平成25年3月26日付けの平成25・26年度熊本県工事入札参加者資格認定通知書
- 5 資格審査及び結果通知

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成 15 年熊本県告示第 221 号）に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
 - (2) 第 1 の 3 及び第 2 の 3 に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び直近の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書において「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付けない。
 - (3) 審査の結果は平成 26 年 3 月末までに文書にて通知する予定である。
- 6 入札参加者資格の有効期間
 今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成 26 年 4 月 1 日から次期の資格認定日の前日までとする。
- 7 問合せ先
 熊本県土木部監理課建設業班
 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話 096-333-2485

熊本県公告第 678 号

平成 26 年度及び平成 27 年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有する者が、競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の受付
- (1) 申請方法
 - ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
 - イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
 - (2) 受付期間
 - ア 郵送の場合
 平成 26 年 1 月 6 日（月）から平成 26 年 1 月 17 日（金）まで（平成 26 年 1 月 17 日の消印有効）
 - イ 持参の場合
 平成 26 年 1 月 14 日（火）から平成 26 年 1 月 30 日（木）まで
 受付時間：午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
 - (3) 提出先
 - ア 郵送の場合
 〒 862-8570（県庁専用郵便番号）
 熊本県土木部監理課建設業班（入札参加者資格申請・県外工事）
 - イ 持参の場合
 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県庁行政棟本館 10 階 1002 会議室
 ※商号の頭文字により原則として受付日が異なる。

頭文字	受付日（来庁日）	頭文字	受付日（来庁日）
ア行	平成 26 年 1 月 14 日（火） 及び 15 日（水）	ナ行	平成 26 年 1 月 24 日（金） 及び 27 日（月）
カ行	平成 26 年 1 月 16 日（木） 及び 17 日（金）	ハ行	平成 26 年 1 月 28 日（火）
サ行	平成 26 年 1 月 20 日（月） 及び 21 日（火）	マ行	平成 26 年 1 月 29 日（水）
タ行	平成 26 年 1 月 22 日（水） 及び 23 日（木）	ヤラワ行	平成 26 年 1 月 30 日（木）

- 2 審査対象期間
 平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に決算日が属する事業年度
- 3 提出書類及び提出部数

	提出書類	様式
ア	入札参加者資格審査申請書＜県外工事＞ （正副 1 部ずつ計 2 部）	様式 1
イ	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し（正 1 部） ※審査時までには当該通知書の送付を受けてない者あっては、審査済	

	みの経営規模等評価申請書、工事種類別完成工事高、その他の審査項目（社会性）及び経営状況分析結果通知書の写し	
ウ	委任先がある場合にあっては、年間委任状（原本に限る。）（正 1 部） ※見積り、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任の明示があること。	様式自由
エ	使用印鑑届（原本に限る。）（正 1 部）	様式 2
オ	現在有効な建設業許可に係る許可通知の写し（正 1 部）	
カ	委任先がある場合にあっては、受付済みの建設業許可申請書（建設業法施行規則別記様式第 1 号別紙 2（1）若しくは（2））又は変更届出書（様式第 2 2 号の 2（第二面）の写し（正 1 部）	
キ	誓約書兼申請者等調書（正 1 部）	様式 3
ク	法人にあっては法人税及び消費税並びに地方消費税に未納がないという証明書、個人事業主にあっては申告所得税及び消費税並びに地方消費税に未納がないという証明書（国税通則法施行規則（昭和 3 7 年大蔵省令第 2 8 号）別紙第 9 号書式）（写し可）（正 1 部） ※証明年月日が申請書提出日から 3 か月以内のもの	
ケ	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあっては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行規則（昭和 3 0 年熊本県規則第 4 号）別記第 2 8 号様式）（写し可）（正 1 部） ※証明年月日が申請書提出日から 3 か月以内のもの	
コ	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあっては、本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し（正 1 部）	
サ	中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあっては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿（正 1 部）	
シ	個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（正 1 部）	様式 4

特記事項

- (1) 書類は、アからシまでの順番で、ひも綴じにて提出すること。
 - (2) 郵送による申請をする場合にあっては、申請書（副）の返信用として、切手を貼付した封筒（長形 3 号（定型）、80 円切手貼付）を同封すること。
- 4 資格審査及び結果通知
- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要項（平成 1 5 年熊本県告示第 2 2 1 号）の規定により、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、3 に掲げる提出書類（コに掲げるものを除く。）に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けない。
 - ア 直近の経営事項審査結果通知書において「完成工事高」に実績がない業種
 - イ 委任先（熊本県と契約を締結する権限を有する営業所）に許可がない業種
 - ウ 事業協同組合、協同組合、共同企業体等（以下「事業協同組合等」という。）の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている場合は、この限りでない。
 - (2) 審査の結果は、平成 2 6 年 3 月末までに文書で通知する予定である。
- 5 入札参加者資格の有効期間
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 6 注意事項
- (1) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1 か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木一式工事は本店、建築一式工事は支店で契約する」という申請は、できない。
 - (2) 入札参加者資格申請書又は添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、当該者に対しては、資格の認定はしない。
 - (3) 電子入札システム登録
審査の結果、入札参加者資格の認定を受けても熊本県電子入札システムの利用者登録がなければ、県の電子入札ができないので注意すること。
なお、電子入札システムの利用者登録については、熊本県市町村電子入札ホームページ

ージを確認すること。(http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/) (電子入札コールセンター電話096-373-2032)

- 7 その他
申請に用いる様式等詳細については、熊本県公式ホームページにおいて情報提供を行う。
- 8 問合せ先
〒862-8570 (県庁専用郵便番号)
熊本県土木部監理課建設業班 電話 096-333-2485
FAX 096-381-5404

熊本県公告第679号

平成26年度及び27年度において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者が、競争入札に参加するのに必要な資格(以下「入札参加者資格」という。)の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成25年12月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の受付
 - (1) 申請方法
 - ア 郵送(簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。)
 - イ 持参(持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。)
 - (2) 受付期間
 - ア 郵送の場合
平成26年1月6日(月)から平成26年1月17日(金)まで(平成26年1月17日の消印有効)
 - イ 持参の場合
平成26年1月14日(火)から平成26年1月30日(木)まで
受付時間:午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
 - (3) 提出先
 - ア 郵送の場合
〒862-8570(県庁専用郵便番号)
熊本県土木部監理課建設業班(入札参加者資格申請:測量・コンサルタント)
 - イ 持参の場合
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館10階1002会議室
※商号の頭文字により原則として受付日が異なる。

頭文字	受付日(来庁日)	頭文字	受付日(来庁日)
ア行	平成26年1月14日(火) 及び15日(水)	ナ行	平成26年1月24日(金) 及び27日(月)
カ行	平成26年1月16日(木) 及び17日(金)	ハ行	平成26年1月28日(火)
サ行	平成26年1月20日(月) 及び21日(火)	マ行	平成26年1月29日(水)
タ行	平成26年1月22日(水) 及び23日(木)	ヤラワ行	平成26年1月30日(木)

- 2 審査対象期間
平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に決算日が属する事業年度。ただし、新規設立法人で平成25年9月30日から申請時まで第1期の決算を終える者については、当該事業年度を審査対象とする。
- 3 受付業種
 - (1) 測量業務 次に掲げるものをいう。
 - ア 測量一般(測量(地図の調整又は航空測量のみを業務内容とするものを除く。))をいう。)
 - イ 地図調整(測量の成果を用いて行う地図の作成をいう。)
 - ウ 航空測量(航空機等を使用して空中から行う測量をいう。)
 - (2) 建築関係建設コンサルタント業務 次に掲げるものをいう。
 - ア 建築一般(建築工事全般に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。)
 - イ 意匠(建築物の意匠に関する調査、企画、立案及び設計をいう。)
 - ウ 構造(建築物の構造に関する調査、企画、立案及び設計をいう。)
 - エ 暖冷房(建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。)

- オ 衛生（建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- カ 電気（建築工事に係る電気設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- キ 建築積算（建築工事に係る積算をいう。）
- ク 機械設備積算（建築工事に係る機械設備に関する積算をいう。）
- ケ 電気設備積算（建築工事に係る電気設備に関する積算をいう。）
- コ 調査（アからケまでに掲げるもの以外の建築工事に関する調査をいう。）
- サ 耐震診断（建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- シ 地区計画及び地域計画（住宅団地、商店街等の地区計画及び地域計画に関する建築物の調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げるものをいう。
 ア 物件、権利調査（土地の調査、土地の評価のための同一地域の区分及び土地に関する補償金算定業務、残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務、木造建物、一般工作物、立木等に関する調査及び補償金算定業務等をいう。）
 イ 事業関連調査（事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務、意向調査、生活再建調査その他これらに関する調査業務、補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務、事実認定申請図書等の作成業務等をいう。）
 ウ 登記手続等（登記手続に関する業務等をいう。）

(6) 白あり駆除関係業務

4 提出書類及び提出部数

	提出書類	様式
ア	入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等> (正副 1 部ずつ計 2 部)	様式 1
イ	測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表 (正 1 部)	様式 2
ウ	委任先がある場合にあっては、年間委任状 (原本に限る。) (正 1 部) ※見積り、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任の明示があること。	様式自由
エ	使用印鑑届出 (原本に限る。)(正 1 部)	様式 3
オ	誓約書兼申請者等調書 (正 1 部)	様式 4
カ	登録証明書等の写し (正 1 部) (ア) 測量業務の申請者 測量法 (昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号) 第 5 5 条の規定による登録を証する書面の写し (イ) 建築関係建設コンサルタント業務 (建築一般) の申請者 建築士法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号) 第 2 3 条の規定による登録を証する書面の写し (ウ) その他の業種の申請者 建設コンサルタント登録規定 (昭和 5 2 年建設省告示第 7 1 7 号)、地質調査業者登録規定 (昭和 5 2 年建設省告示第 7 1 8 号)、補償コンサルタント登録規定 (昭和 5 9 年建設省告示第 1 3 4 1 号)、及び不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和 3 8 年法律第 1 5 2 号) 第 2 4 条の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し	
キ	測量等実績調査 (正 1 部)	様式 5
ク	技術者資格等一覧表 (正 1 部)	様式 6
ケ	技術者経歴書 (正 1 部)	様式 7
コ	法人にあっては、商業登記の現在事項全部証明書の写し、個人事業主にあっては、市町村発行の身分 (身元) 証明書の写し (正 1 部) ※発行後、3 か月以内のもの	
サ	法人にあっては法人税及び消費税並びに地方消費税に未納がないという証明書、個人事業主にあっては申告所得税及び消費税並びに地方消費税に未納がないという証明書 (国税通則法施行規則 (昭和 3	

	7 年大蔵省令第 2 8 号) 別紙第 9 号書式) (写し可) (正 1 部) ※証明年月日が申請書提出日から 3 か月以内のもの	
シ	熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書(熊本県税条例施行規則(昭和 3 0 年熊本県規則第 4 号) 別記第 2 8 号様式) (写し可) (正 1 部) ※証明年月日が申請書提出日から 3 か月以内のもの	
ス	申請日現在において、I S O 9 0 0 0 又は 1 4 0 0 0 シリーズの認証を受けている場合にあつては、申請日現在において有効な審査登録証(I S O の認証機関である財団法人日本適合性認定協会(J A B) 又は J A B と相互認証している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの)等の写し(正 1 部) (※委任先がある場合には、委任先が登録範囲に含まれていることが分かる書類(付属書・組織図等)を添付すること。)	
セ	申請日現在、熊本県入札参加者資格を有している者にあつては、本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し(正 1 部)	
ソ	中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあつては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿(正 1 部)	
タ	個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書(正 1 部)	様式 8

特記事項

- (1) 書類は、アからタまでの順番で、ひも綴じにて提出すること。
 - (2) 郵送による申請をする場合にあつては、申請書(副)の返信用として、切手を貼付した封筒(長形 3 号(定型)、8 0 円切手貼付)を同封すること。
- 5 資格審査及び結果通知
- (1) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、4 に掲げる提出書類(セを除く。)に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けない。
 - ア 審査対象期間に含まれる決算日から直前の 2 か年において実績がない業種(希望する業種が属する、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要)
 - イ 測量法第 5 5 条の規定による登録がない場合の測量業務
 - ウ 建築士法第 2 3 条の規定による登録がない場合の建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般
 - エ 事業協同組合、協同組合、共同企業体等(以下「事業協同組合等」という。)の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている場合は、この限りでない。
 - (2) 審査の結果は、平成 2 6 年 3 月末までに文書で通知する予定である。
- 6 入札参加者資格の有効期間
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 7 注意事項
- (1) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所(主たる営業所を含む。)は、1 か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木関係建設コンサルタントは本店、建築関係建設コンサルタントは支店で契約する」という申請はできない。
 - (2) 入札参加者資格申請書又は添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、当該者に対しては、資格の認定はしない。
 - (3) 電子入札システム登録
 - 審査の結果、入札参加者資格の認定を受けても熊本県電子入札システムの利用者登録がなければ、県の電子入札ができないので注意すること。
 - なお、電子入札システムの利用者登録については、熊本県市町村電子入札ホームページを確認すること。(http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/)(電子入札コールセンター電話 0 9 6 - 3 7 3 - 2 0 3 2)
- 8 その他
申請に用いる様式等詳細については、熊本県公式ホームページにおいて情報提供を行う。
- 9 問合せ先
〒 8 6 2 - 8 5 7 0 (県庁専用郵便番号)
熊本県土木部監理課建設業班 電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 4 8 5
F A X 0 9 6 - 3 8 1 - 5 4 0 4

熊本県公告第 6 8 0 号

上天草市に事務所を置く教良木土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	稲津 俊徳	天草市倉岳町棚底 1 7 3 6 番地
理事	植村 賢始	上天草市松島町今泉 1 1 4 0 番地
理事	太田 穂積	上天草市松島町阿村 5 9 4 4 番地
理事	吉澤 孝二	上天草市松島町合津 6 8 1 番地 1
理事	福田 良作	上天草市松島町今泉 2 1 1 4 番地 5
理事	渡辺 稔夫	上天草市松島町内野河内 1 4 5 5 番地 1
理事	山辺 嶺	上天草市松島町教良木 4 3 2 8 番地 1
理事	山並 彰夫	天草市倉岳町宮田 3 8 1 2 番地
理事	吉田 宣政	天草市倉岳町棚底 2 0 4 2 番地
理事	井川 征治	天草市倉岳町浦 1 0 4 8 番地
監事	徳田 浩	上天草市松島町教良木 2 2 7 9 番地
監事	塚本 照男	上天草市松島町教良木 4 2 5 0 番地 2
監事	野口 貞男	天草市倉岳町浦 3 2 8 番地
就任		
理事	稲津 俊徳	天草市倉岳町棚底 1 7 3 6 番地
理事	植村 賢始	上天草市松島町今泉 1 1 4 0 番地
理事	太田 穂積	上天草市松島町阿村 5 9 4 4 番地
理事	吉澤 孝二	上天草市松島町合津 6 8 1 番地 1
理事	福田 良作	上天草市松島町今泉 2 1 1 4 番地 5
理事	渡辺 稔夫	上天草市松島町内野河内 1 4 5 5 番地 1
理事	徳田 浩	上天草市松島町教良木 2 2 7 9 番地
理事	山並 彰夫	天草市倉岳町宮田 3 8 1 2 番地
理事	吉田 宣政	天草市倉岳町棚底 2 0 4 2 番地
理事	井川 征治	天草市倉岳町浦 1 0 4 8 番地
監事	荒木 誠	上天草市松島町教良木 3 6 3 0 番地
監事	塚本 照男	上天草市松島町教良木 4 2 5 0 番地 2
監事	野口 貞男	天草市倉岳町浦 3 2 8 番地

熊本県公告第 6 8 1 号

菊池市に事務所を置く菊池台地用水土地改良区理事長江頭実から平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日付けで申請のあった定款の変更については、平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

熊本県教育委員会規則第 9 号

熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則

（目的）

第 1 条 この規則は、いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号。以下「法」という。）第 2 2 条の規定に基づく県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び法第 2 8 条の規定に基づく重大事態への対処に関し、必要な事項を定める。

- (県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)
 第 2 条 第 2 2 条の規定に基づき、熊本の各号に掲げるいじめの防止等の対策のための組織(以下単に「組織」という。)は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。
 (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の役割
 (2) いじめの相談・通報の窓口の役割
 (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 (4) いじめの疑いに関する情報があった場合には、緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導・支援の体制や対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための役割
 (重大事態への対処)
 第 3 条 県立学校において法第 2 8 条第 1 項各号に掲げる重大事態が発生した場合、校長は、法第 3 0 条第 1 項の規定に基づき熊本県知事に報告するものとする。
 2 重大事態が発生した場合、教育委員会は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要な指導及び支援を行うとともに、当該重大事態の性質に応じ、法律、医療、心理又は福祉等に関する専門的な知識を有する者(以下「専門家等」という。)を派遣する場合は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、前条の組織を母体として、迅速やかまに、当該県立学校に学校いじめ調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置するものとする。
 4 校長又は教育委員会は、調査委員会による調査を行うときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
 5 校長は、調査委員会による調査を行ったときは、教育委員会を通じて、調査結果を熊本県知事に報告するものとする。
 (調査委員会の組織等)
 第 4 条 調査委員会に委員長を置き、委員(教育委員会から派遣された専門家等を含む。以下同じ。)の互選により選任する。
 2 委員長は、調査委員会を総理し、調査委員会を代表する。
 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
 4 調査委員会の会議は、委員長が招集する。
 5 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
 6 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 7 調査委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 8 各県立学校に設置する調査委員会の庶務は、当該県立学校において行う。
 (雑則)
 第 5 条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が定める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

熊本県病院局告示第 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 3 7 2 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

熊本県病院事業管理者 向 井 康 彦

- 1 競争入札に付する事項
医療情報システム一式の借入れ
- 2 入札参加者資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル(OA 機器類)」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理班

- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成25年12月26日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成27年1月4日から平成27年1月31日(閉庁日を除く。)までに行う。

熊本県病院局公告第1号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
平成25年12月17日

熊本県病院事業管理者 向井康彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
 医療情報システム一式の借入れ
- (2) 借入物品に係る入札・契約担当部局
 熊本県病院局総務経営課総務経営班
 住所 861-4154 熊本市南区富合町平原391
 電話番号 096-357-2151
 ファックス番号 096-357-2185
- (3) 借入物品の規格、品質等
 要求仕様書による。
- (4) 借入期間
 平成26年3月3日から平成31年2月28日まで
- (5) 納入場所
 要求仕様書による。
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
 ア 入札金額は、1か月当たりの賃借料とする。見積に当たっては、60月賃借料率で計算すること。(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)
 イ 落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額(平成26年4月1日以降分については100分の8に相当する額)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100(平成26年4月1日以降分については108分の100)に相当する金額により入札すること。
- (8) 借入物品に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格等の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)に掲げる条件を全て満たすものであること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県公示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうち、有資格者として営業種目「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付け

る。
 ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
 公告の日から平成25年12月26日（木）午後5時まで
 イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
 エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送
 する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申
 立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更
 正計画認可決定を受けていること。
 (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申
 立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再
 生計画認可決定を受けていること。
 (4) 熊本県第811号及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊
 本県告示第811号。以下「県要領」という。）及び要領を準用する熊本県病院局中
 品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止の期間中
 でないこと。
 (5) 仕様適合証明願に納入しようとする物品の仕様を示す書類を添付し、平成26年1
 月9日（木）までに、1（2）の担当部局へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様
 に適合している証明（「仕様適合証明書」による）を受けた者であること。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2の（2）から（5）までに定める条件の全てを
 満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
 ア 競争入札参加資格確認申請書

- イ 仕様適合証明書
 (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、（1）ア及びイに掲げる書類を電子入札
 システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、（1）イの書
 類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、イの書類の目録をアに添付し
 て電子入札システムにより提出し、イの当該書類は提出期限内（必着）に郵送（書留結
 郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結と
 権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効と
 する。紙入札により入札する場合は、（1）ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間
 内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
 公告の日から平成26年1月20日（月）午後5時まで

- (4) 提出先
 1（2）に掲げる入札・契約担当部局

- (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出
 があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の
 取得
 入札情報公開サービスシステム及び1（2）に掲げる入札・契約担当部局において
 公告の日から平成26年1月27日（月）午後5時まで行う。

(2) 入札の方法等

- ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年1月27
 日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

- イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 平成26年1月28日（火）午前10時
 (イ) 場所 熊本市南区富合町平原391
 熊本県立こころの医療センター会議室（管理・サービス棟2階）

- (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した
 入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し提出すること。た
 だし、郵送により提出を行うときは、平成26年1月27日（月）までに1
 （2）に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送
 付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、
 中封筒の表に「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入
 札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書
 書」、「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に再入札書

- を入れること。
- (3) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (4) 入札の回数及び再入札の日時等
入札の回数は2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合には、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け取ったときから再入札通知書に掲げる日、時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (5) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (6) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 落札者の決定方法
開札後、熊本県病院局会計規程第97条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (8) 入札保証金の免除について
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県病院局会計規程第85条第1項の規定により、落札金額(1か月当たりの賃借料)に借入月数(60月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項第各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規程第86条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することができる。
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること
(本公告に係る入札・契約担当部局)
熊本県病院局総務経営課総務経営班
電話番号 096-357-2151
ファックス番号 096-357-2185
- (2) 競争入札参加資格審査申請(新規受付)に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日
に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日
及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
A set of medical information systems
- (2) Date and Place for tender
Date: January 28th, 2014
Place: Kumamoto prefectural Mental Care Center 2nd floor conference room
391 Hirabaru, Minami-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Prefectural Hospital Bureau Kumamoto Prefecture Government
General Affairs Management Section
391 Hirabaru, Minami-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 861-4154, Japan
Phone: 096-357-2151
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第5号

平成25年度第5回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年12月9日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 高木 一孝

- 1 開催日時
平成26年1月15日（水）
午後6時30分から午後7時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
熊本テルサ 2階 研修室（B）
- 3 議題
平成25年12月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の
委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非
公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話096-333-2240）

熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会公告第1号

平成25年度熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会を次のとおり開催する。

平成25年12月17日

熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会委員長

- 1 開催日時
平成25年12月25日（水）午前9時30分から午前11時
- 2 開催場所
宇土市栗崎町1240-1
熊本県保健環境科学研究所 講堂
- 3 議題
(1) 平成26年度から取り組む重点研究計画に対する評価について
調査研究課題:重症熱性血小板減少症候群（SFTS）ウイルスの生態学的研究
(2) 内部評価会議概要報告について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
宇土市栗崎町 1 2 4 0 - 1
熊本県保健環境科学研究所外部評価委員会事務局
(熊本県保健環境科学研究所総務課)
電話 0 9 6 4 - 2 3 - 5 7 7 1

正 誤

平成 1 8 年 3 月 3 1 日熊本県規則第 3 4 号（熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
6	2 1	毎年	毎月